

| | 障害者総合支援法 | 介護保険 |
|-----|---|--|
| 制度名 | 短期入所 | 短期入所生活介護 短期入所療養介護 |
| 類型 | <p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者</p> <p>■ 福祉型（障害者支援施設等において実施可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児 <p>■ 福祉型強化（障害者支援施設等において実施可能）（※）</p> <p>※ 看護職員を常勤で1人以上配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児 <p>■ 医療型（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能）（※）</p> <p>※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等 | <p>■ 短期入所生活介護とは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。</p> <p>■ 短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> |

障害福祉と介護保険 短期入所の違い

| | 障害者総合支援法 | 介護保険 |
|---------|--|--|
| 制度名 | 短期入所 | 短期入所生活介護 短期入所療養介護 |
| 利用者負担 | <ul style="list-style-type: none"> ・食費や光熱費等で1泊当たり2千円以内のところが多い。 ・利用者の利用料の自己負担は非課税世帯だと0円。 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険が適用される費用は自己負担1～3割（所得により異なる）。基本料金は一律ではなく、施設の種類や利用者の要介護度によって異なる。 ・介護保険が適用されない食費や滞在費の費用は全額自己負担。食費や滞在費（居住費）は低所得者は所得に応じて費用負担額が軽減される特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担軽減制度がある。 |
| 利用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・大津の知的障害者で平日の日中に市内の短期入所を利用する際は通所施設に通い、夕方から朝にかけて泊まる場合が多い。 ・送迎は家族送迎か、移動支援による送迎。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ショート中に他のサービス利用をすることは無い。家族付き添いでの外出はある。 ・基本的に施設が送迎を行う。エリア外の所は家族が対応を行う。 |
| 利用限度 | 支給決定又は利用決定等を公平かつ適正に行うために、支給又は利用の要否や、支給量の決定について支給決定基準がある。ただし、支給決定基準は、あくまでも支給決定等を公平かつ適正に行うために定めるものであり、支給量等の上限を定めるものではない | 要介護状態区分別に支給限度額が設定。支給限度額を超えてサービスを利用すると全額自費。 基本は在宅の方を対象に利用日数は月の半分が原則。 |
| 利用決定と調整 | サービス等利用計画に基づき、障害福祉課が1か月あたり最大何日利用できるか支給決定を行う。支給決定内の日数内で利用を調整。短期入所の利用日数を変更する際は計画を再提出する。 | ケアプランに基づき、ケアマネが利用限度額内で毎月給付管理 ショートの利用は2～3か月前の申し込みとなり、予約を入れる。 |